

## 議第167号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 5月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例  
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「19箇町」を「16箇町」に改める。

第3条中「，同区横大路北ノ口町，同区横大路神宮寺，同区納所和泉屋，同区納所中河原及び同区納所岸下」を「及び同区横大路北ノ口町」に改め，「同区横大路西海道」の右に「，同区横大路神宮寺」を加え，「，同区横大路富ノ森町」を削り，「同区納所星柳」の右に「，同区納所和泉屋」を加え，「同区納所外島」を「同区納所岸下」に改める。

第8条第1項中「15人」を「10人」に改め，同条第2項中「3人」を「2人」に改める。

附 則

この条例は，市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業の施行地区に含まれる地域を変更する等の必要があるので提案する。